貸付け条件変更等の実施状況について
【平成22年12月末時点の状況】

～　お客さまが中小企業者の場合　～

平成23年2月14日

平成23年5月16日　一部修正

法第4条に基づく措置の実施状況

（別表1）貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

【債務者が中小企業者である場合】

（単位：百万円）

	平成21年12月末	平成22年3月末	平成22年6月末	平成22年9月末	平成22年12月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	18,776	86,381	138,322	194,740	250,721
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権の額	13,112	61,105	97,204	138,846	178,485
うち、実行に係る貸付債権の額	2,007	40,354	81,361	115,559	151,692
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の額 （※）	0	960	4,579	5,775	8,478
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の額	11,100	19,323	7,811	13,465	13,062
うち、取下げに係る貸付債権の額	4	466	3,452	4,046	5,252
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権の額	5,664	25,276	41,118	55,894	72,235
うち、実行に係る貸付債権の額	923	16,639	32,245	46,233	60,645
うち、謝絶に係る貸付債権の額 （※）	0	985	1,860	2,596	3,104
うち、信用保証協会等が債務の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の額	4,688	7,087	5,769	5,233	6,418
うち、取下げに係る貸付債権の額	51	562	1,242	1,830	2,067

（※） 平成22年12月末時点の「謝絶に係る貸付債権」（計11,583百万円）には、申出から3ケ月を経過するなどして法令上は謝絶扱いとする債権（10,773百万円）を含む。

法第4条に基づく措置の実施状況

（別表2）貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

【債務者が中小企業者である場合】

（単位：件）

	平成21年12月末	平成22年3月末	平成22年6月末	平成22年9月末	平成22年12月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	525	2,553	4,235	5,832	7,418
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権の数	172	898	1,478	2,131	2,693
うち、実行に係る貸付債権の数	36	592	1,171	1,765	2,295
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の数 （※）	0	20	82	110	138
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の数	135	266	164	174	159
うち、取下げに係る貸付債権の数	1	20	61	82	101
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権の数	353	1,655	2,757	3,701	4,725
うち、実行に係る貸付債権の数	55	1,108	2,179	3,113	4,035
うち、謝絶に係る貸付債権の数 （※）	0	44	93	131	153
うち、信用保証協会等が債務の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の数	291	445	384	316	376
うち、取下げに係る貸付債権の数	7	58	101	141	161

（※） 平成22年12月末時点の「謝絶に係る貸付債権」（計 291件）には、申出から3ヶ月を経過するなどして法令上は謝絶扱いとする債権（251件）を含む。

法第4条に基づく措置の実施状況

（別表3）貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

【債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合】

（単位：百万円）

	平成21年12月末	平成22年3月末	平成22年6月末	平成22年9月末	平成22年12月末
信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権に係る債務者のうち他の金融機関に対しても法の施行日以後に貸付けの条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者から、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	8,658	35,131	53,122	75,136	96,647
うち、実行に係る貸付債権の額	1,223	20,361	44,631	60,951	80,367
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の額 （※）	0	904	2,774	3,141	4,745
うち、他の金融機関により法の施行日以後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権の額	0	0	721	814	1,030
うち、審査中の貸付債権の額	7,430	13,672	2,948	8,125	8,439
うち、取下げに係る貸付債権の額	4	193	2,767	2,918	3,094

（※） 平成22年12月末時点の「謝絶に係る貸付債権」（4,745百万円）には、申出から3ヶ月を経過するなどして法令上は謝絶扱いとする債権（4,544百万円）を含む。

法第4条に基づく措置の実施状況

（別表4）貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

【債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合】

（単位：件）

	平成21年12月末	平成22年3月末	平成22年6月末	平成22年9月末	平成22年12月末
信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権に係る債務者のうち他の金融機関に対しても法の施行日以後に貸付けの条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者から、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	104	505	781	1,124	1,413
うち、実行に係る貸付債権の数	24	325	625	930	1,193
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の数 （※）	0	17	51	66	85
うち、他の金融機関により法の施行日以後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権の数	0	0	3	10	14
うち、審査中の貸付債権の数	79	157	75	92	94
うち、取下げに係る貸付債権の数	1	6	30	36	41

（※） 平成22年12月末時点の「謝絶に係る貸付債権」（85件）には、申出から3ヶ月を経過するなどして法令上は謝絶扱いとする債権（79件）を含む。